

岡崎市せきれいホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 1 日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第39号

岡崎市せきれいホール条例の一部を改正する条例

岡崎市せきれいホール条例（昭和58年岡崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （基本使用料表）

区分			金額（円）						
			午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			9 時～ 12時	13 時～ 17時	18 時～ 21 時 30 分	9 時～ 21 時 30 分	8 時 30 分～ 9 時 12 時～ 13時	17 時～ 18時	21 時 30 分～22 時 30分
ホ ー ル	舞 台 練 習 及 び 催 物 準 備 の た め 利 用 す る 場 合	平 日	4, 770	8, 560	9, 900	18, 580	1, 470	2, 620	2, 880
		土 曜 日、 日 曜 日 及 び 祝 日	6, 090	10, 380	11, 700	22, 530	1, 800	3, 120	3, 400
	そ の 他 の 場 合	平 日	15, 670	28, 200	34, 300	62, 530	4, 770	8, 560	10, 300
		土 曜	20, 280	34, 300	38, 920	74, 800	6, 090	10, 380	11, 710

		日、 日曜 日及 び祝 日							
楽屋	1 号室	820	970	1, 300	2, 470	220	310	360	
	2 号室	580	700	810	1, 670	160	160	220	
	3 号室	820	970	1, 300	2, 470	220	310	360	
集会室	101号室	1, 650	2, 290	2, 790	5, 380	480	640	880	
	102号室	1, 960	2, 790	3, 300	6, 440	580	760	1, 030	
	201号室	2, 470	3, 450	3, 940	7, 880	820	970	1, 260	
	202号室	1, 650	2, 290	2, 790	5, 380	480	640	880	
	203号室	1, 300	1, 960	2, 470	4, 580	400	480	760	

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
舞台設備	規則で定める単位につき	3,300円以内で規則で定める額
照明設備		7,520円以内で規則で定める額
音響設備		5,680円以内で規則で定める額
映像設備		1,650円以内で規則で定める額
楽器		4,950円以内で規則で定める額
その他の附属設備		150円以内で規則で定める額

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にせきれいホールの利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。